

令和6年 第4回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年4月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年4月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 近 藤 民 治      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 林           功      5番委員 片 野 羊 二      6番委員 青 柳 健 市  
7番委員 鈴 木 保 雄      8番委員 中 島 博 恵      10番委員 阿 部 均 司  
11番委員 藤 井 好 博      12番委員 庭 野       明      13番委員 阿 部 敏 男  
14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤       章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 高 橋 品 子      18番委員 戸 澤 奈 実 恵      19番委員 中 島 工 リ
- 4 欠席委員 1名  
9番委員 須 藤 栄 寿
- 5 議事録署名委員  
12番委員 庭 野       明      15番委員 原 澤       章
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 林       義 信      書記 中 山 文 弥      書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件  
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
  
協議事項・報告事項  
（1）農業経営改善計画の認定について  
（2）令和6年度最適化活動の目標の設定について  
  
その他
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に12番、庭野明委員、15番、原澤章委員を指名し、議事に入る。

            続いて、4、議事に入ります。

            議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。  
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件、4件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議長

ご説明ありがとうございました。  
番号1番より順次審議に入りたいと思います。  
ここで、担当委員さんの現地報告といいますか、報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

4番委員

4番、〇〇地区担当の林功です。お世話になります。  
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
4月7日、高橋品子委員と共に現地調査を行いました。申請地は、〇〇より南へおよそ100mのところ。4月7日、〇〇さんに直接お会いして確認をいたしました。譲渡人、貸付人が申請地は相続により実家の農地を取得しましたが、自宅から遠く耕作が困難なので、農地を管理している譲受人に売却し、耕作を続けてもらうため。譲受人、借受人が申請地自宅に近く、現在まで耕作を続けてきましたが、譲渡人から売りたいという相談がありまして、取得して耕作をしたいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は210日で、稲作、野菜等を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障にも、稲作、野菜等の耕作を計画されており、周辺の耕作は水田、畑のため支障ありません。その他の懸案事項は特にございません。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
ただいまの調査報告によりまして、今でも〇〇さんが作っておられるということございまして、皆様のほうからご意見、ご質問あったらお願いいたします。  
なければ、許可としてよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
番号1番は許可といたします。  
続きまして、番号2番に移らせていただきます。  
番号2番の担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

17番委員

すみません、17番、〇〇地区担当の高橋品子です。よろしく申し上げます。  
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
4月7日、林功委員と一緒に現地調査を行いました。申請地は、〇〇より南へおよそ500mのところ。4月4日、〇〇さんに直接お会いして、確認をいたしました。譲渡人は、申請地は相続により取得しましたが、兼業のため経

営を縮小したく、親戚関係にある譲受人に譲渡したいということです。譲受人は、現在水田であります。令和5年4月の霜害を受け被害がとても大きかったので、今回の現地にリンゴを植えて経営を安定させたいとのこと。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われ。年間従事日数は300日で、当地でのリンゴを栽培するには問題ない数字と思われ。周辺の農地利用や地域計画実現への支障は特にありません。そのほか懸案事項はございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 調査報告ありがとうございました。  
ただいまおきまして、皆様のほうからのご質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

番号2番は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、番号2番、許可といたします。

続きまして、番号3番、現地の調査報告をお願いいたします。担当委員さん。

15番委員 15番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告します。

4月2日に戸澤委員と一緒に現地を調査いたしました。申請地は、〇〇地区の〇〇という観光の場所があるんですけども、そこから直線で東南に約300mぐらいのところにあります。当日、譲受人の〇〇さんとお話ができ、いろいろ聞きましたが、現在も、前から譲渡人の〇〇さんから土地をお借りしていたようで、見てもらうと分かるんですけども、前にもその、ほとんど緑になっているんですけども、これは牧草です。実際今も牧草が植えてあって、そのまま以前と同じように譲り受けたら耕作をしたいということでございます。〇〇さんは和牛を1年中飼っておりまして、農業機械とかそういうのは全て持っておりますので、特に問題はないと思います。また、周辺の地区も、今も全て緑のところはほとんど〇〇さんが耕作というか牧草地としている場所なので、今ちょっと荒れているところも見えますが、そこも今申請を出して牧草地にしたいという話もありましたので、特に問題はないと思います。

報告は以上ですが、よろしく審議をお願いいたします。

議長 調査報告ありがとうございました。  
この件につきまして、皆様のほうからのご質問をお受けしたいと思っております。

(「なし」の声)

それでは、番号3番、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

番号3番を許可といたします。

続きまして、番号4番、現地の調査報告を担当委員さんよりお願いいたします。

16番委員 16番、〇〇地区担当、田村です。よろしく申し上げます。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月3日、譲渡人である〇〇さんが立ち会い、現地調査を行いました。申請地は、〇〇集会場の東方向へ約200mのところに位置しています。譲渡人である〇〇さんが高齢となったため、長女の〇〇さんに贈与するものです。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇に住んでおりますが、年内に両親と同居を予定しているそうです。畑については現在、柿、梅、ブルーベリー等を栽培しており、今後リンゴ、ポタンキョウを植えたいそうです。水田については〇〇に作業委託しているそうで、退職した後は自分で耕作を予定しているそうです。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われる。年間従事日数は約50日で、柿、梅、ブルーベリー等を栽培するには十分な日数と思われる。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、現在耕作されている果樹を継続するため支障はありません。その他、特に懸案事項はございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 調査報告ありがとうございました。娘さんに贈与するという事でございます。皆様のほうからのご意見それともご質問、あったらお願いいたします。

6番委員 6番、青柳です。

議 長 ああ、ちょっと。

6番委員 結構面積がでかいんですけども、これ贈与税の対象にならないんですか。

議 長 事務局。

事務局 こちらのほう、税金の関係まではちょっと把握し切れていないんですけども、娘さんに贈与をしたいということで申請が上がってきているので。もしその贈与税がかかるとしても、贈与したいということだと思われます。

6番委員 6番、青柳です。一括生前贈与って適用なんですか。

事務局 適用を受けているかどうかまではちょっと把握し切れていないんですけども。

6番委員 いや、適用はこれから申請していくの、税務署へ。

事務局 それをこれから受ける予定があるかどうかということですかね。そこまではちょっとお伺いしてなくて。

もしお伺いしたほうがよろしいということであれば、この次回の定例会のときにまた後ほどのご報告ということでもよろしければ。一度この場では保留とさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 あの、いいですか。ちょっと雑談みたいな話になってしまうかもしれんけれども、4,000㎡は評価額がどんなもんでそれほど、百幾らでしたっけ……百弱か、150ぐらいかな。

6番委員 いやいや、贈与は畑は何倍とか、田んぼは何倍とか評価額は倍数が決まっています、評価額で勘定するわけではないので……

議長 うん、それから本人の申請で贈与……

6番委員 それがね、いざ登記してから、ああ、こんなに贈与税が出ましたから取消したいとかって発生する可能性が……

議長 可能性があるという部分、うん、まあ、その辺の懸念はあるんだけど、それは本人が申請してきて、それをやって、まあ親切であるなら事務局がその辺を問いただして、ここはまあ、俺んちは許可をしますけれども、どうでしょうかということでも話し合ってもらえれば。

事務局 申請書をご提出いただいたときに、譲渡人の〇〇さんがお越しいただいたんですけれども、どうしても娘さんに贈与をしたいということでお話あったので、例えばその贈与税が高いからやっぱり取消しにしてほしいということはないかなと思われまます。

許可証のお渡しの際に、一度そういったお話もありましたということをお伝えさせていただく形で、大丈夫でしょうか。

6番委員 いいんですけれども。あれ、事務局はその贈与をしたときに、贈与税が幾らぐらいになるかという、その表を持っていますか。

事務局 事務局のほうではそういった資料は特になくてですね。

6番委員 以前、農業者年金をもらうために、使用貸借か所有権移転で一括生前贈与というのをして、納税猶予という申請をして、それで贈与税の猶予を受けて相続が発生、相続に切り替わったところで相続税として計算するから税金かからないようにするんだけど。

無理にその税金払わなくていいと思うのなら、無理にここ何で贈与するのかというちょっと疑問だったので。贈与税を払ってもいいから贈与を受けたいというのであれば、それでいいんだと思うんですけれども、はい。そんなところですよ。

議長 青柳さん、よろしいでしょうか。

事務局、今のことを参考にさせていただいて、もう一度〇〇さんとお話をいただくような格好でよろしいでしょうか。それでもよろしいか、贈与税が、それはちょっと調べないと分からないんですけれども。

それで、なおかつ〇〇さんがそれでもいいですよという話になったら、進めていただくという格好で。

事務局 はい、分かりました。そうしたら、今回のこの総会が終わった後にちょっと〇〇さんのほうにご連絡のほう差し上げて、そういうご意見等が、情報が委員さんのほうからありましたがということで確認のほうをさせていただいて、そ

れでも贈与したいということであれば、許可という手続を取らせていただくことで、よろしいでしょうか。

議 長 青柳委員、よろしいでしょうか。

6番委員 はい。

議 長 はい。

12番委員 12番の庭野です。  
事務局さんが何かいまち理解していないみたいなので。生前一括贈与をして猶予するというフォローをしてもいいのではないかって、青柳さんは言っているのではないのかなと思うんですけども。

事務局 はい、その件は理解をしております。そもそも納税猶予を受けたいかどうかというのは、ご本人の意向かなと思うので……

12番委員 だから、ご本人じゃなくて。まず事務局さんのほうが、そういうアドバイスをしてもいいのではないのかなということではないのかなと思ったんで。

事務局 はい。その話はこの総会が終わった後にお電話でさせていただこうかなというのを……

12番委員 そこを理解していただければ、いいです。

事務局 今、させていただいたところです。

12番委員 はい、すみません。

事務局 すみません、ありがとうございます。

議 長 庭野さん、よろしいでしょうか。

12番委員 はい。

議 長 はい。事務局もちよっとその辺のことは把握していなかったし、青柳さんそれから庭野さんの出されたご意見も今度は参考にして、受付でするときにはそのようにちょっと一言申し添えていただければありがたいと思っております。  
以上です。

ほかに皆さんのほうからご意見、ご質問あったらお願いいたします。

なければ、許可としてよろしいでしょうか。まあちょっと事前に調べて、こちらは許可してもいいという格好にはしておきます。それで、もし向こうから、〇〇さんのほうから、それはちょっと待ってくれという話にはならないと思う……、大丈夫ですよね。まあ、本人が申請したんだから、これはしょうがないということで。処理させてもらうという……

6番委員 農業者年金絡みではないよね、違う。

事務局 年金絡みではなく、娘さんに贈与をしたいということでしたので、はい。農業者年金でというお話ではありません。

議長 他に質問は、ありますか。  
なければ、番号4番は許可としてよろしいでしょうか。  
(「はい」の声)  
では、番号4番は許可といたします。  
続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による申請事案について、説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 そうしましたら、4ページをお開きください。  
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。  
別紙記入事件、1件。  
次のページをお開きください。  
◇(議案書・番号1、朗読説明)  
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ご説明ありがとうございました。  
これにつきまして、現地調査報告をお願いしております担当委員さんのご報告をお願いいたします。

12番委員 農地法5条の調査報告をさせていただきます。  
12番、〇〇地区担当の庭野です。  
先日、〇〇さんと〇〇さんに、シカに会いまして、現地を見ながら話をしてきました。その場所は、〇〇ってみんなは知っておりますか。〇〇よりちょっと過ぎたところですね。拡大してもらえば分かると思うんですけども、その場所は三角形の土地で、その脇に貯水槽と小屋がちょっとあって、その隣に見えるのがその〇〇さんの家です。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係で、〇〇さんからそれを駐車場また庭にしたいということで、快諾したということです。その三角のほうのはちょっと段差がありまして、その脇の三角のほうにある防火水槽を抜いてしまうと大した面積が残らない場になってしまうと思うんですけども、周辺の農地に影響があるような建物とかそういうのは建てないそうですので、周辺の農地に影響を与えることはないと思います。そのほかの懸案だとか困るような事案はないと思って見てまいりました。皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございました。  
ただいまのあれで、これ、申請事案が駐車場用地になっていますよね、駐車場の建物を建てるってことかね。

12番委員 いえ。だから建物とか樹木を植えるということはしないという話でした。そこにある小屋も、ブロックの上にただ屋根を置いてあるというような感じで、ちょっと大変かもしれないですけども、簡単に移動できるような。ただ置いてあるということで、小屋と言っていいのか分からないんですけども、1mから1m50ぐらいの高さしかないの。だから、周辺の農地にも今言ったために駐車場で軽い、まあ花でも植えるようなことをしようかなとは言っていました。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

5条の転用でございまして、これが例外規定で許可見込みがあるという事案でございます。

皆様のほうからのご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。大丈夫ですか。ないようですか。

なければ、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

5条の1番、許可といたします。

続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりご説明がございまして。

事務局 6ページをお開きください。

議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年2,382㎡、使用貸借の通年3,417㎡、畑の使用貸借の通年79,020㎡。利用権存続期間は田の10年5,799㎡、畑の10年79,020㎡、田と畑の合計は84,819㎡です。貸手は32戸、借手は5戸でございます。

8ページから17ページに総括表がございまして、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。

ただいまよりのご説明の中、それからちょっと大分つづりが多いようですが、その中を見ながら、皆様のほうからのご意見を求めます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、ただいまの件につきまして、承認という格好でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ご異議なしと認めます。  
事務局、協議・報告事項に入ってよろしいでしょうか。はい。  
大きな5番の協議・報告事項に入らせていただきます。  
農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。

事務局 18ページをお開きください。  
報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
今回の案件は、継続認定2件のものになります。認定日は、それぞれ令和6年3月11日付となっております。詳細内容につきましては、記載のとおりとなりますので、恐れ入りますがご確認いただきますようお願いいたします。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
報告でございますので、皆様のほうでご確認いただきますようお願いいたします。  
続いて、令和6年度最適化活動の目標の設定について、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、19ページをお開きください。  
令和6年度最適化活動の目標の設定等についてということなんですけれども、前回、事務局案としてお知らせさせていただきました令和6年度最適化活動の目標の設定について、群馬県農業会議に確認いたしました。若干の修正はありましたが、おおむね令和5年度と同様の目標数値となっておりますので、ご確認をお願いいたします。  
また、報酬お支払い通知に記載させていただいたとおり、次回の総会にて、令和5年度の最適化活動の点検・評価を委員ごとに行う予定ですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。  
以上です。

議長 ご説明いただきました。  
何かこれにつきましてご質問ある方はお願いいたします。  
なければ、ご承認ということでよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
なければ、ご承認ということで、承認いたしました。よろしく申し上げます。  
大きな6番、その他に移りたいと思います。  
皆様のほうから、何かその他でご意見ありましたらお願いいたします。  
ないようですので、事務局、何かご用意があればお願いいたしたいと思いません。  
（「特にありません」の声）  
事務局もないということなので、以上で……

13番委員 あのと、ちょっといいですか、ちょっと質問したいと思えます。

議長 はい、どうぞ。

13番委員 13番の〇〇担当の阿部なのですが、ちょっと私、勉強不足で、ちょっとここ聞きたいんですが、賃貸借と使用貸借、これちょっと教えていただけますかね。

議長 はい。私もちょっとどういうことなのかなと、この間のアンケートの中にそれがあつたもんですから、事務局にちょっと伺った節がございます。  
事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 はい。賃貸借というものは、現金ですとか現物とかで何かしらお支払いがある契約になります。使用貸借とは、無償の契約になりますので、ただで貸し借りを行うという契約になります。こんな形でどうでしょうか。

13番委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかの方でもご質問、どういうことでもよろしいので、ある方はお願いしたいと思いますが。

なければ、会議を閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、本日の会議をこれで閉会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時23分〕